

第7章 主要関連法規

カンボジア政府は、ビジネス及び投資環境を改善し、世界貿易機構（WTO）の規則に従い、加盟時の誓約を遵守するために、投資・貿易・ビジネス分野の法令を更新するとともに、新しい法令の制定にも注力している。近時制定・施行されたものを含むビジネス関連の重要な法令には、投資法、民法、民法適用法、会社法、破産法、税関法、労働法、土地法、コンセッション法、汚職防止法、商業規則と商業登記に関する法律、日・カンボジア投資協定等がある。詳細については、以下のとおりである。

1. 投資法（1994年制定、2003年改正）

1994年8月に公布された投資法により、投資ライセンス制度が規定された。2003年2月には改正投資法が制定され、ライセンス制度はより簡素化されるとともに、透明性・予見可能性を高め、恣意性を排除することを目的としている。

2005年2月には、200万ドル未満の投資に対するライセンス制度を規定した「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令（Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia）」が公布された。また、2005年9月には、「改正投資法施行に関する政令 No.111（Sub-Decree No.111 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment）」も公布された。

カンボジアでは、以下の業種を除き、外国人であっても商業省に会社の登記をすることによって自由に投資を実施することができる。商業省への登記完了後に、関連する業務上の許可を得る必要がある。

- ① 向精神剤及び麻薬物質の製造・加工
- ② 国際的規約又は世界保健機関によって禁止され、公衆衛生及び環境に影響を及ぼす有毒化学物質、農薬・農業用殺虫剤及び化学物質を使用したその他の商品の製造
- ③ 外国から輸入する廃棄物を使用する電力の処理・生産
- ④ 森林法により禁止された森林開発

2. 民法（2007年制定、2011年適用開始）

日本が長期に亘りその起草を支援してきたカンボジア民法は、2007年に公布されて以来、長らくその適用が延期されていたが、2011年5月31日に民法適用法が成立し、ようやく同年12月20日より適用されることとなった。新民法においては、婚姻、親子等の親族関係や相続に関する規定に加え、各種契約や債権債務の原則、所有権や用益権、担保権等の各種の権利などが規定されており、市民生活・経済生活の基本法典となっている。

3. 民法適用法（2011年制定）

民法適用法は、民事の法律関係の安定を図り、民法の規定を適切に適用することをその趣旨とするものとして2011年5月31日に制定され、民法の適用期日が定められた。民法適用法によって、民法の実際の適用にあたって必要な事項が定められるとともに、一部の条文が削除又は修正されている。

4. 会社法（2005年制定）

「会社法」(Law on Commercial Enterprise) は、2005年4月に国民議会で採択され、2005年5月にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布され、「パートナーシップ」(ゼネラル・パートナーシップとリミテッド・パートナーシップ)、「有限責任会社」(私的有限責任会社と公開有限責任会社)、「外国企業」に対して適用されている。

5. 破産法（2007年制定）

破産法は、カンボジアにおける破産制度を包括的に規定する法律として2007年に制定された。破産法においては、破産手続の開始原因に加え、「破産手続開始請求の方法」、「裁定」「和解」、「債権者集会」、「清算方法」などの手続面が規定されている。

6. 税関法（2007年制定）

税関法は、輸出入物資に対する関税の徴収、輸出入物資の管理、不正行為及び密輸の防止、カンボジア政府の国際通商政策への寄与並びに通関手続の国際標準化等を目的として制定された。禁止品目や規制品目のリストは政令において定められている。

7. 労働法（1997年制定）

労働法は、1992年に制定された旧労働法に大幅な修正を加えて制定されたもので、労働者や組合の権利を尊重した内容となっている。具体的には、雇用の一般原則、雇用契約に関する規制、最低賃金の保証、労働時間・休暇の規制等が定められている。(詳細は、第19章「労働事情」参照)

8. 土地法（1992年制定、2001年改正）

土地法（2001年改正）は、不動産の所有権管理様式を確立し、もって不動産所有権及び関連権利書に保証を与えることを目的としている。土地法は、2011年に制定された民法適

用法によって大幅に修正されているため、不動産に関する規制については、民法及び民法適用法の規定を確認することが重要である。

9. コンセッション法（2007年制定）

コンセッション法は、公共及び国家の経済的利益に資すること並びに社会的需要を充たすために、民間資本によるプロジェクトの実施を奨励し促進することを目的として制定された。コンセッション法は、土地法の対象外である、土地の使用・開発・探査に係るコンセッションについて規定されている。

10. 汚職防止法（2010年制定）

汚職防止法は、法的強制力を伴う汚職撲滅のための法律として2010年に制定された。汚職防止法においては、汚職防止のための組織として、反汚職活動に関するガイダンス等を行うために設置される反汚職国家評議会と反汚職に関する法令の適用や汚職行為の操作等を行う反汚職ユニットの設置が定められている。

11. 商業規則と商業登記に関する法律（1995年制定、1999年改正）

「商業規則と商業登記に関する法律」（Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register）は、1995年に制定され、1999年に改正されている。この法律により、「取引業者」「貿易」「通商行為」等の内容が義務付けられ、外国企業を含む会社の登録義務と登録手続が定められている。

12. 日・カンボジア投資協定（2007年締結）

日・カンボジア投資協定は、日本とカンボジアとの間の投資を促進し両国の経済関係を強化すること、及びカンボジアの海外直接投資を誘致する形での経済発展を志向する成長戦略に貢献することを目的として、日本政府とカンボジア政府との間で2007年に締結された。日・カンボジア投資協定は、投資財産の保護に加え、投資の許可段階の内国民待遇の原則付与、投資家との契約の遵守義務、現地調達要求・技術移転要求を始めとする投資阻害効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止を定めるなど、自由化の観点からも質の高い内容となっている。

ひとくちメモ (7) : カンボジアにおける法規序列

1. 憲法 : カンボジア王国における最高法規。
2. 国際条約・協定 : 憲法第 26 条に依れば、国民議会の承認に基づき国王が署名し批准することとなる。批准後に、国際条約・協定は司法上の準拠基準となる。
3. 法律 (Chhab) : 国民議会により採択される法規。
4. 勅許 (Reach Kret) : 国王が憲法で認められた権限に従い、国王の名により発する。
5. 政令 (Anu-Kret) : 閣議での採択に引き続き、首相と関係閣僚により署名される。また、首相は法令で定められた権限内で政令を発布することができる。
6. 省令 (Prakas) : 法令に定められた権限内において政府の閣僚により発せられる。
7. 決定 (Sechdei Samrech) : 「決定 (Decision)」は首相により、「決定 (Prakas-Deika)」は閣僚または知事により、法令に定められた権限に基づき発せられる。
8. 告示 (Sarachor) : 一般的に、特定の法制度を説明し又は明確にするため、或いは指示を与えるために、政府の長としての首相が、あるいは省庁の責任者としての大臣が発布する。
9. 州令 (Arete) : 州の地理的範囲内において有効であり、州知事が発布する。